

所沢市民体育館ネーミングライツパートナー募集要項

1 募集の趣旨

所沢市民体育館について、新たな自主財源を確保し、施設の良好な運営と共に、公民連携により、施設の価値を高め、利用者サービスを維持・向上するため、所沢市民体育館へのネーミングライツ（命名権）を購入する企業・団体（※）（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツパートナーにより市に支払われるネーミングライツ料は、施設の修繕やサービスの向上等に有効に活用していきます。

※「団体」とは法人格を問わず、規約を持ち、代表者を置き、定期的に総会を開いている組織を指します。

2 募集の内容

（1）対象施設

所沢市民体育館

（2）契約期間

5年以上 10年以下

（3）ネーミングライツ料（最低金額）

年額 300万円以上（消費税及び地方消費税を含まず）又は同等の物品

（4）スケジュール

■募集要項等の公表	令和8年2月20日（金曜）
■応募申請書類提出期限	令和8年3月23日（月曜）（午後5時必着）
■審査（書類審査）	令和8年3月下旬以降
■審査結果の通知	令和8年3月下旬以降
■契約締結	令和8年3月下旬以降

3 対象施設の概要

（1）設置目的

市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図るため。

（2）所在地、規模等

【施設名】所沢市民体育館

【所在地】埼玉県所沢市並木5丁目3番地

【構造】鉄筋コンクリート造・一部鉄鋼造、一部木造（地上3階・地下1階）

【建築面積】1,094,761m²

【延床面積】1,469,213m²

【竣工】平成16年5月

【駐車場】立体駐車場317台 身障者用駐車場6台 大型バス駐車場7台

【駐輪場】120台

【設置目的】

【その他】

- ・メインアリーナ 3,360m²

観客席 3,988席（固定席 2,352席、可動席 1,600席、車椅子席 36席）

主な競技種目：バレー、バスケットボール、バドミントン、卓球

- ・サブアリーナ 800m²

観客席 112席（固定席 106席、車椅子席 6席）

主な競技種目：バレー、バスケットボール、バドミントン、フットサル

- ・卓球室（卓球 6面）

- ・トレーニング室

（3）利用実績

令和4年度 244,494人

令和5年度 292,456人

令和6年度 317,941人

4 愛称の条件

（1）公の施設としてふさわしいものであり、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から、市民や利用者の理解が得られる愛称を提案してください。企業・団体名または商品（ブランド）名やそれらのロゴマーク（※）を使用することができます。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する愛称は使用できません。

※ ロゴマークは応募者が権利を有する登録商標を原則とします。

① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 宗教性又は政治性のあるもの
- ④ 個人又は団体の名刺広告又は意見広告
- ⑤ 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれのあるもの
- ⑥ 社会問題についての主義主張に関するもの
- ⑦ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ⑧ 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- ⑨ 前掲のほか、愛称として適当でないと市が認めるもの

（2）利用者の混乱を避けるため、契約期間中、愛称の変更は原則できません。

（3）市民や施設利用者の混乱を避けるため、市が定める名称と併記する場合があります。

5 ネーミングライツパートナーのメリット

	メリット	内 容	備 考
1	施設内表示の愛称等への変更	施設内の既存の看板等に愛称・マーク等を表示します	看板等の作成・変更・追加費用負担はネーミングライツパートナーとなります
2	施設建物内外への看板等の掲示	建物外壁・施設内等への愛称・ロゴマーク等を表示した看板を掲示できます（※1）	看板等の作成・掲示費用負担はネーミングライツパートナーとなります
3	施設周辺の表示の愛称等への変更	施設周辺の看板等に愛称・マーク等を表示します	看板等の作成・変更・追加費用や手続きに係る負担はネーミングライツパートナーとなります（※2）
4	各種広報印刷物・ホームページ等への愛称等の表示	所沢市の広報印刷物やホームページ等広報ツールにおいて、愛称・マーク等への変更のお知らせや、表示・記載の変更をします	所沢市が実施します（※3）

5	各種メディア・市民等への愛称等の周知	所沢市が関係機関に愛称・マーク等の使用・周知を働きかけます	広報ところざわ、市ホームページ、所沢記者クラブ等を通じて愛称使用の周知を図ります
6	その他	1～5以外のご希望については協議のうえ決定します	

※1：愛称の表示に係る看板表示等を設置する場合は、埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）等の関連法令を遵守するものとします。また、外壁の構造上、看板を設置できない場合があります。

※2：敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。

※3：ネーミングライツの契約期間開始日以降に新たに作成するパンフレット、広報紙、ホームページなどの刊行物や広報媒体において、愛称を積極的に使用するものです。

6 愛称表示に係る費用負担等

区分	所沢市	ネーミングライツパートナー（※1）
愛称看板の設置・維持管理		○
契約期間終了後の上記看板の原状回復		○
市の印刷物（チラシ、パンフレット等）やホームページの表示変更（※2）	○ (※2、※3)	

※1：看板の設置や維持管理、原状復帰にかかるネーミングライツパートナーの負担分はネーミングライツ料とは別となります。

※2：愛称に関する知的財産権は、ネーミングライツパートナーに帰属するものとしますが、市が無償で使用することを認めるものとします。

※3：印刷物は、契約締結後に作成開始するものを対象とし、既成の印刷物の表示を変更する場合は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

7 応募の条件

（1）ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた事業者で、次のいずれにも該当しないものとします。

- ◎ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加資格を有さないもの

- ◎ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく再生・更生手続きをしているもの
- ◎ 所沢市有料広告掲載基準第3項に定める規制業種または事業者等に該当するもの
- ◎ 政治団体又は政治性のある事業を行うもの
- ◎ 宗教団体又は宗教性のある事業を行うもの
- ◎ 公職にあるものが役員を務めるもの
- ◎ 法人市民税等の租税公課を滞納しているもの
- ◎ 市から入札参加停止措置を受けているもの
- ◎ その他不適当であると市長が認めるもの

（2）市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図るという所沢市民体育館の設置目的を理解し、ネーミングライツの取得を通じてそのことに貢献する強い意欲を持つもの

8 申込方法

（1）申込期間

令和8年2月20日（金曜日）から令和8年3月23日（月曜日）午後5時

（2）申込書方法

別紙「所沢市民体育館ネーミングライツパートナー応募申込書」（様式1）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、持参または郵送のいずれかの方法により提出してください。

（3）必要書類

- ①会社概要及び直近3カ年の貸借対照表、損益計算書、その他団体の財務の状況を示す書類
- ②申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体業務の内容を示す書類
- ③登記簿謄本（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）
- ④定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- ⑤納税証明書（イ及びロに係る対象となる税について直近1年間の未納がないことの証明）

イ 都道府県税の納税証明書（本店のある都道府県で発行した法人事業税、法人都道府県税）

ロ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

⑥印鑑証明書

⑦申請の日の属する月の前月現在までの過去 3年間における法令遵守に関する自己申告書（様式2）

⑧提出書類に虚偽がないことの宣誓書（様式3）

⑨ネーミングライツパートナーに応募するにあたっての意思表明（様式4）

9 選定方法

提出書類に不備がないか、応募資格に該当しているかの審査をした後、提出書類の内容をもとに、所沢市が設置する選定委員会において、提案金額、提案期間、愛称等から、候補者としての適格性の審査を総合的におこないます。評価点が最も高い者を優先交渉権者とします。

応募者が1者のみの場合も審査を行いますが、審査の結果、一定の基準を満たしていないと判断した場合は、選定しない場合があります。

審査項目	審査ポイント	配点
ネーミング ライツ料	① 金額の多寡 <採点方法> 配点 × 当該提案金額 / 応募者のうち最も高い 提案金額 (小数点以下第1位を四捨五入)	30
ネーミング ライツパート ナーとしての 適格性	① 経営の安定性 ② 地域活動、社会貢献活動への理解、取組 ③ 法令遵守への理解、取組 ④ 導入効果（収益性・稼働率向上、来場者・利用 者満足度向上、対象施設の魅力向上）、導入 時期、費用負担の考え方など ⑤ ネーミングライツ取得への熱意	30
愛称案	① 呼びやすさ、親しみやすさ ② 対象施設の設置目的やイメージとの整合	20
期間	① 5年以上10年以下、終了日は3月末日を原 則とします。	20

	<p>＜採点方法＞</p> <p>提案された期間</p> <table> <tbody> <tr><td>10年間</td><td>20点</td></tr> <tr><td>9年間</td><td>18点</td></tr> <tr><td>8年間</td><td>16点</td></tr> <tr><td>7年間</td><td>14点</td></tr> <tr><td>6年間</td><td>12点</td></tr> <tr><td>5年間</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table>	10年間	20点	9年間	18点	8年間	16点	7年間	14点	6年間	12点	5年間	10点	
10年間	20点													
9年間	18点													
8年間	16点													
7年間	14点													
6年間	12点													
5年間	10点													
	合計	100												

※上表の配点は委員一人当たりの配点。

※評価項目ごとに、配点×(X)を委員1人当たりの点数とし、各委員の点数の合計値を評価点とします。

※(X)には、A:5/5、B:4/5、C:3/5、D:2/5、E:1/5、F:0/5が、それぞれ入るものとする。

A 極めて高いレベルである

B 高いレベルである

C 想定していた程度より若干高いレベルである

D 想定していた程度より若干低いレベルである

E 低いレベルである

F 記述がない

なお各委員の評価点は、小数点第一位の数字を四捨五入し、整数とする。

10 公表方法

応募者については応募者数のみを公表し、優先交渉権者については企業名を公表します。審査結果については、優先交渉権者以外は匿名にて公表し、個別の審査結果については、問い合わせに応じ応募者にのみ回答します。

11 基本合意

優先交渉権者の選定後、契約に向けて誠意を持って協議する旨の基本合意書を市と締結することとします。

その後、応募条件に基づき、契約の細部について市と協議し、パートナー契約を締結した後、愛称等の利用を開始します。

1 2 契約締結及び公表

（1）ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

優先交渉権者との協議が調った後、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。

（2）公表

契約締結後、速やかに次の事項についてホームページ等で公表します。

- ①ネーミングライツパートナーの名称
- ②施設の愛称
- ③ネーミングライツ料
- ④契約期間

1 3 決定の取消し、契約の解除

ネーミングライツパートナーが、次の各号のいずれかに該当するときは、市はネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約期間満了を待たずに契約を解除することとします。

（1）虚偽の申請等によりネーミングライツパートナーとなった場合

（2）「7 応募の条件」に規定するネーミングライツパートナーとなることができない事由に該当した場合又は該当することが明らかとなった場合

（3）社会的信用を失墜する行為等により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる場合

（4）ネーミングライツパートナーに係る経営状況等の安定性及び社会貢献等の公共性が損なわれたと認められる場合

（5）その他市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと認める場合

* 契約の解除による原状回復に必要な費用はパートナーの負担とします。また、納入されたネーミングライツ料は返還しません。

1 4 その他留意事項

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 応募者の都合による書類の提出後の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 事故等による未着については、本市では責任を負いません。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 契約期間中、市民体育館において閉館を伴う工事・修繕を実施する場合において、閉館期間の長短に関わらずネーミングライツ料は返還いたしません。

1 5 申込み・問合せ先

所沢市教育委員会 教育総務部スポーツ振興課（本庁舎 6 階）

所 在 地：〒350-8501 所沢市並木1丁目1番地の1

TEL：04-2998-9248

FAX：04-2998-9167

E-mail：9248@city.tokorozawa.lg.jp